

# 令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：京都府警察本部

令和8年6月30日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.9%
全職員	81.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.2%
本庁課長相当職	91.9%
本庁課長補佐相当職	87.5%
本庁係長相当職	88.2%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2%
31～35年	86.0%
26～30年	84.1%
21～25年	83.2%
16～20年	83.9%
11～15年	83.9%
6～10年	89.3%
1～5年	94.5%

### 【説明欄】

- 給与に含まれる扶養手当や単身赴任手当については、世帯主となっている男性職員が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める女性職員の割合は約10.5%、単身赴任手当の受給者に占める女性職員の割合は約9.9%となっている。
- 女性警察官の新規採用の増加により、給与水準の低い若年層において女性警察官の割合が増加している。  
(勤続年数10年以下の割合：男性警察官(約26.8%)、女性警察官(約42.1%))
- 男性職員に比べて育児休業や育児部分休業を取得する女性職員が多い。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	3.8%

### 【説明欄】

- ※ 特定事業主が情報公表の対象外と判断する場合はその理由を記載。
- ※ 共通の計算方法で算出した数値とは別に、他の方法により算出した数値を公表する場合は、算出を行った方法を記載。

## III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	8.3%
本庁課長相当職	2.8%
本庁課長補佐相当職	9.5%
本庁係長相当職	10.4%

### 【説明欄】

- ※ 特定事業主が情報公表の対象外と判断する場合はその理由を記載。
- ※ 共通の計算方法で算出した数値とは別に、他の方法により算出した数値を公表する場合は、算出を行った方法を記載。

#### IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

##### 1. 男女別の育児休業取得率

###### (1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	71.1%
女性	100%

###### (2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	100%

##### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	- %	0%
1週間以上2週間未満	1.9%	0%	- %	0%
2週間以上1月以下	61.8%	0%	- %	0%
1月超3月以下	30.9%	0%	- %	0%
3月超6月以下	3.4%	1.4%	- %	0%
6月超9月以下	1.0%	8.2%	- %	0%
9月超12月以下	0%	20.6%	- %	100%
12月超24月以下	1.0%	30.1%	- %	0%
24月超	0%	39.7%	-	-

#### 【説明欄】

- ・会計年度任用職員の男性は、育児休業取得の対象者がいなかったもの

## V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.5 時間/月
内部部局等以外	15.3 時間/月

### 【説明欄】

- ※ 特定事業主が情報公表の対象外と判断する場合はその理由を記載。
- ※ 共通の計算方法で算出した数値とは別に、他の方法により算出した数値を公表する場合は、算出を行った方法を記載。